平成２１年（フ）第５６号
長野県上伊那郡宮田村2317番地１、住民票上の住所長野県上伊那郡宮田村4832番地10
債務者　小林　広志
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第５７号
長野県伊那市美原7448番地307
債務者　鄭すみ子こと　薫田すみ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６３号
長野県伊那市長谷非持1378番地、住民票上の住所長野県上伊那郡南箕輪村1189番地３
債務者　白川　昭一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第６７号
長野県上伊那郡南箕輪村8306番地1014コーポ小林Ⅳ306
債務者　野本　聖子（旧姓井城）
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２１年（フ）第２９７号
兵庫県宝塚市中筋山手１丁目３番23号　みずきハイツＡ棟201、前住所兵庫県川辺郡猪名川町紫合字山田西原６番地の10
債務者　谷重　　章
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３００号
兵庫県宝塚市仁川月見ガ丘１番５号、前住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目２番地の３－６－201号
債務者　細田　雅博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３０３号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目13番15―302号、前住所兵庫県西宮市上ヶ原五番町６番33―302号
債務者　杉田　　論
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３０８号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45－１－304号
債務者　木村久美子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第５４号
高知県四万十市三里1875番地
債務者　土合　幸二
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６０号
高知県土佐清水市戎町２番27号
債務者　形岡　辰美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第６１号
高知県幡多郡黒潮町佐賀3117番地１　横浜団地Ｂ棟203号
債務者　武内　陽子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第３４９号
宮崎市吉村町大町前甲2874番地　ドリームパレスＡ棟102号
債務者　清　　晴美（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３７９号
宮崎県西都市大字上三財6855番地
債務者　平郡　美幸（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７０号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番25―505号
債務者　下村　潤子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９１号
千葉県松戸市高塚新田530番地の21
債務者　袖永　　聡
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９３号
千葉県我孫子市緑１丁目６番48―104号
債務者　金子　文嗣
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４９４号
東京都北区王子１丁目29番６―802号グランペール王子、申立時の住所千葉県我孫子市緑１丁目６番48―104号
債務者　金子　敏江
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部